

関川村地域おこし協力隊（有害鳥獣対策支援）募集要項

関川村は、新潟県北東部に位置し、清流荒川や飯豊連峰の豊かな自然環境に恵まれた山形県小国町と県境を接する人口 4,500 人ほどの自然豊かな農山村です。しかし、近年イノシシやサルによる農作物の食害や、クマの生活圏へ出没が深刻化しています。現在、地域住民や猟友会と連携した獣害対策を講じていますが、担い手の高齢化などから、新たな視点と行動力を持って農作物被害防止や体制強化に取り組んでいただける地域おこし協力隊を募集します。

1 活動内容

◆ 有害鳥獣対策支援 ◆

- ・ 狩猟免許（わな・銃）を取得し捕獲技術を習得する
- ・ 有害鳥獣捕獲許等に係る事務補助
- ・ クマ、イノシシ出没時における緊急対応（パトロール、追い払い）の補助

◆ 農林業振興支援 ◆

- ・ 住民からの鳥獣被害に関する相談・通報の一時受付、現地確認補助（職員同行）
- ・ 鳥獣被害対策の啓発や農林業振興に関する情報発信業務

2. 着任後の活動イメージ

着任後は、以下の活動を関係者ととともにチームで取り組んでいくことを想定しています。

1年目	【目標】村の鳥獣被害の現状を把握し、現場で動ける基礎力を身につける。 <ul style="list-style-type: none">・ 狩猟免許（わな・銃）の取得 ※未取得の場合・ 職員・実施隊と同行し、捕獲・防除の基本を習得・ 被害相談対応の補助、地域・集落との関係づくり
2年目	【目標】現場対応と調整役の両面を担い、地域内での役割を確立する。 <ul style="list-style-type: none">・ わな設置や見回りなど、現場対応への関与を拡大・ 出没時対応や協議会運営への主体的な参加・ 被害対策や取組内容の情報発信
3年目	【目標】関川村の鳥獣被害対策を支える人材として定着、または次の担い手へ知見を継承する。 <ul style="list-style-type: none">・ 捕獲・防除活動の継続的な実践・ 住民・猟友会・行政の調整役として活動・ 任期後を見据えた地域定着や進路検討

地域おこし協力隊としての任期終了後は、任期中に取り組んだ事業を核とした創業・起業等を想定していますが、活動状況、隊員本人の希望、関川村の意向等を総合的に勘案し、選択できる体制を支援します。

3 募集人数 1～2名

4 雇用形態及び期間

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の第 1 項に規定する会計年度任用職員として、村長が委嘱します。

- (2) 委嘱期間は、委嘱の日から1年以内とし、年度を超えないものとします。
(委嘱の日から起算して最長3年まで更新する場合があります)
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合等、委嘱期間中であっても解嘱することがあります。

5 募集対象

- (1) 条件不利区域^{※1}外に住民票があり、任用後速やかに、関川村に住民票を異動することができる方

※1 「条件不利区域」とは、次のA～Gいずれかの対象・指定区域をいう。

- A 過疎地域持続的発展特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む） B 山村振興法
 - C 離島振興法 D 半島振興法 E 奄美群島振興開発特別措置法
 - F 小笠原諸島振興開発特別措置法 G 沖縄振興特別措置法
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
 - (3) 心身ともに健康で地域の活性化に意欲がある方
 - (4) 狩猟免許（第1種銃猟免許及びわな猟免許）を有している方又は、令和8年度内に取得する意思がある方
 - (5) 基本的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができる方
 - (6) 普通自動車免許を有している方（日常的に運転していることが望ましい）

6 活動場所 関川村内一円（主な勤務場所：関川村役場農林課）

7 勤務条件・待遇

- (1) 報酬等 年額（12か月勤務した場合）：約350万円（期末・勤勉手当を含む）
※年度途中で着任した場合は勤務月数分の報酬になります
- (2) 勤務日等 原則、週35時間、1日7時間（休憩1時間含む）、週5日勤務
勤務時間は9時～17時※ただし、活動内容により勤務時間が変動する場合あり
- (3) 休暇 休暇は土日祝祭日、年末年始とし同日に勤務があった場合は振替休日、
年次休暇及び特別休暇を取得可
- (4) 福利厚生 厚生年金保険、健康保険、雇用保険に加入。報酬から厚生年金保険、健康保険、
雇用保険の本人負担分が差し引かれます。
- (5) 経費支援 活動に必要な費用（消耗品、備品等の購入費等）は村で負担します。
業務で使用するパソコンおよび車両は村が用意します。
- (6) 住居 住居は、村が用意します（空き家を活用予定）。なお、食費や光熱水費は
各自の負担となります。
家電製品や日用品等の生活に必要なものは各自で用意してください。

8 研修等

- (1) 活動に必要な研修や資格取得に必要な費用は村で負担します。
- (2) 新潟県や総務省で行う地域おこし協力隊向けの研修に参加できます。
- (3) 任期終了後の定住に必要な資格取得費用に対して補助制度があります。

9 応募方法

以下の書類を関川村役場へ郵送又は持参してください。

- (1) 提出書類
 - ① 申込用紙（指定様式）
 - ② 履歴書（指定様式）
 - ③ 運転免許証のコピー ※提出いただいた書類は返却しません。

- (2) 受付期間
令和8年2月24日(火)から令和8年3月25日(水)まで
※合格者が決定し次第、募集を打ち切ります。

10 選考方法

- (1) 第1次選考（書類選考）
書類選考は、受付期間終了後に行います。書類選考結果を受付から概ね1週間以内を目途に応募者に文書で通知します。
- (2) 第2次選考（面接）
第1次選考合格者を対象に、役場職員等による個人面接を随時行います。
 - ① 選考日：合格者と調整
 - ② 会 場：関川村役場（予定）※必要に応じて、オンラインでの面接とします。
- (3) 最終選考結果報告
選考結果は、面接から概ね1週間以内に文書にて通知します。
令和8年4月以降の委嘱を予定しています。具体的な委嘱日は内定者と調整し決定します。

11 問合せ・応募先

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912
関川村 地域政策課 地域振興班（担当：小島、石田）
T E L :0254-64-1478
E-mail : chiiki-shinko@vill.sekikawa.lg.jp